

医療観察法指定医療機関の整備等 について

医療観察法指定医療機関の整備等について

「医療観察法(以下、「法」という。)」は、平成15年7月に公布され、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

しかし、法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない現状があるため、臨時応急的な特例措置として本年8月に省令の一部改正をしたところであるが、これら対応についても限界があることから、都道府県におかれては、指定入院医療機関の整備への協力をこれまで以上にお願いする。

(1) 指定入院医療機関の緊急的確保について

医療観察法に基づく指定入院医療機関の確保については、全国で720床程度(国関係420床、都道府県関係300床)を目標として整備を進めており、国関係では、国立精神・神経センター及び国立病院機構が設置する精神科専門医療機関において整備を進めているが(13箇所(365床))、都道府県関係については、3つの自治体で55床の整備にとどまっており、都道府県関係での病床整備の遅れを背景として必要病床数の整備が進んでいないのが現状である。

法が目的とする円滑な社会復帰の実現を図るためには、法に基づく医療と都道府県・市区町村(精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所等)による精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助がそれぞれ有機的に連携しながら、法対象者や家族の意向に沿ったきめ細やかな対応が、居住する地域において一体的に行われる必要がある。

このため、法対象者が居住するそれぞれの都道府県において指定入院医療機関の整備をしていくことは不可欠であり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする。

(2) 指定通院医療機関の確保について

法対象者の円滑な社会復帰に資する地域処遇を図る観点から、「地域社会における処遇のガイドライン(平成17年7月14日障精発0714003号)」に基づく地域連携体制を構築するとともに、指定通院医療機関を引き受ける医療機関を確保されるよう、引き続きご協力を賜りたい。

医療観察法の運用状況について

医療観察法は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度である

1. 指定入院医療機関の整備状況

- 国関係では、13か所を指定済で、4か所において建設中、都道府県関係では、3か所を指定済で、5か所において建設・建設準備中
- 全国で720床程度の整備を目標とし、現在のところ420床（国関係365床、都道府県関係55床）を整備
- 法が目的とする円滑な社会復帰を図るためには、法対象者が居住するそれぞれの都道府県において、指定入院医療機関を整備していくことは急務の課題であり、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

2. 指定通院医療機関の確保状況

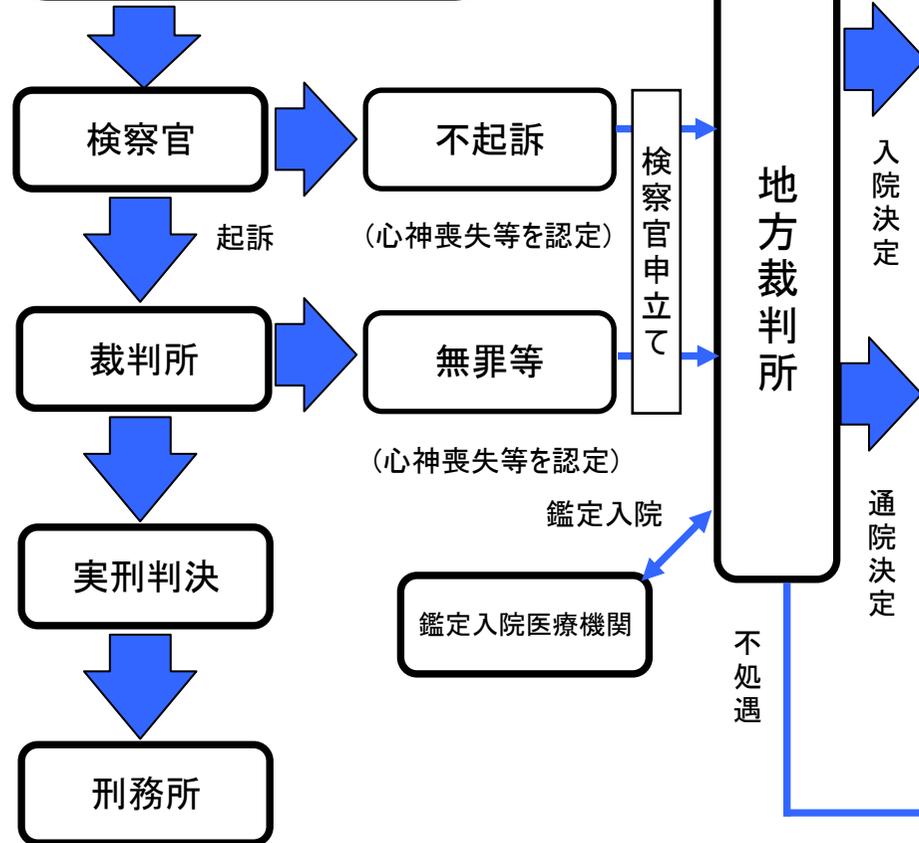
- 指定通院医療機関については全国で318か所の医療機関を指定
- 医療観察法の通院処遇者は、今後、移行通院群[入院処遇から通院処遇への移行]を中心として、増加が見込まれる。
医療観察法の通院処遇においては、医療観察法に基づく医療のみならず、精神保健福祉法、障害者自立支援法、生活保護法等の援助も行われる。このため、法対象者の円滑な社会復帰に資する地域処遇を図る観点から、都道府県及び市町村等の関係機関においては、平素から緊密に連携し、地域連携体制を構築されるときも、指定通院医療機関の確保をお願いする

医療観察法の仕組み

重大な他害行為
(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)

※ 下線は未遂を含む

平成15年7月成立・公布
平成17年7月15日施行



医療観察法における入院医療及び通院医療は厚生労働大臣が行う

入院医療の提供

・設置主体は、国、都道府県、特定(地方)独立行政法人[公務員型独立行政法人]に限定

(入院期間は標準で18ヶ月程度)

指定入院医療機関
[入院医療提供]



入院・再入院決定

通院決定

地域での支援

保健所・精神保健福祉センター
[訪問指導等]

市町村・福祉事務所
[生活保護等]

保護観察所
[社会復帰調整官]

地域社会における適切な処遇の実施

指定通院医療機関
[通院医療提供]



障害福祉サービス事業者
[地域生活支援事業等]

通院期間の満了
(原則3年)

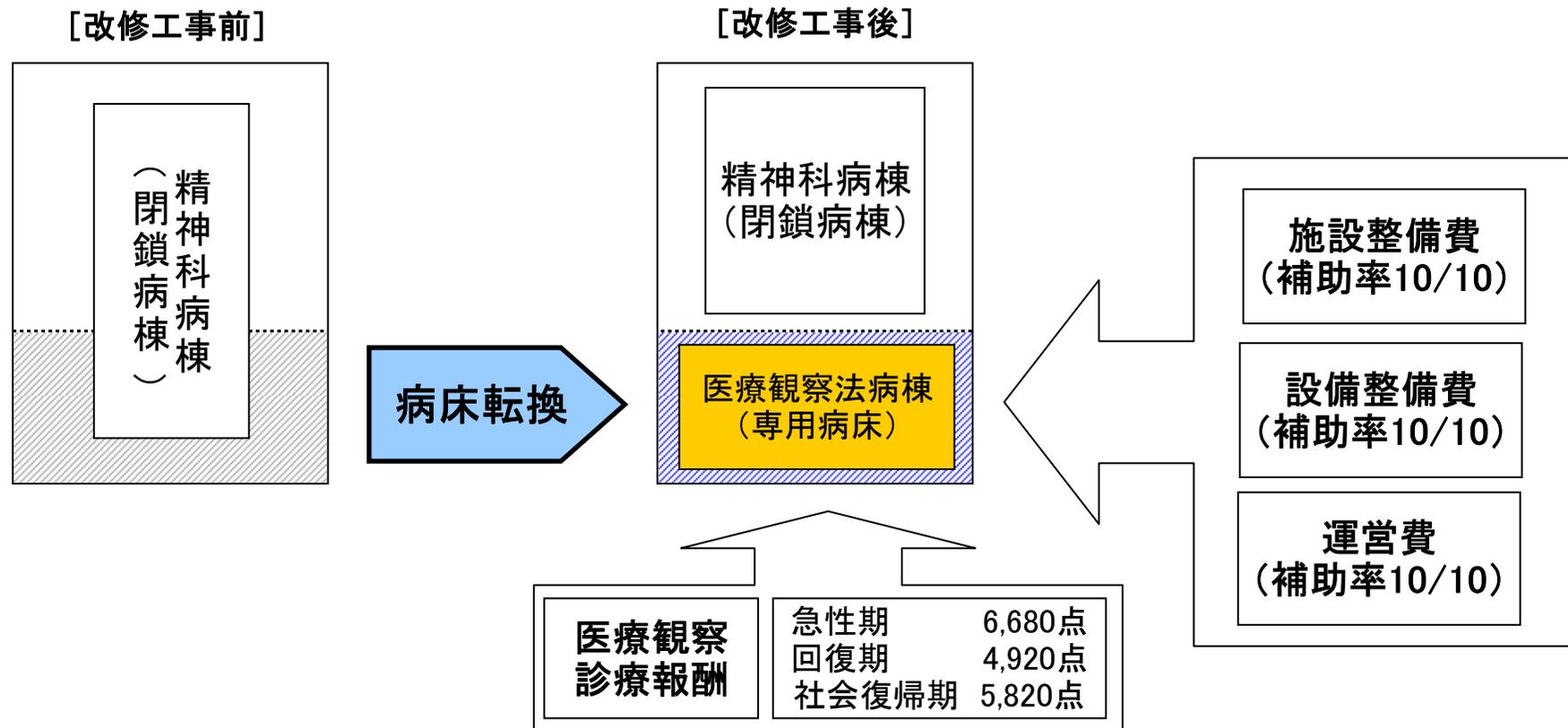
本制度による処遇の終了
(精神保健福祉の継続)

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

都道府県における指定入院医療機関の緊急整備のお願い

法に基づく指定入院医療機関の整備が進まない場合、法対象者の入院先がなくなる状況が恒常化するおそれがあるため、都道府県立精神科病院の必要な機能を考慮の上、病棟の一部を活用した病床や専門病棟の緊急的確保をお願いする

図：病棟の一部を活用した病床整備のイメージと主な財政支援措置



法に基づく指定入院医療機関について

1. 指定基準上の取扱い

表：主な人員配置基準と施設基準

人員配置基準	病床数	30	15～29	14以下
	医師	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)	8:1(1/2以上は常勤)
常勤精神保健指定医	1名以上	1名以上	1名以上	
常勤看護師	1:1.3+4	1:1.3+4	1:1.3	
臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士	5:1+1	5:1+1	5:1+1(注)	
施設基準等	全室個室で、床面積は10㎡以上、2ヵ所以上の診察室あり、次に掲げる施設を有していることを標準とする(酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室、床面積10㎡以上の保護室、集団精神療法室、作業療法室、入院対象者が使用できる談話室・食堂・面会室・浴室及び公衆電話)			
	「新病棟外部評価会議」、「新病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保するための会議」を設置し、定期的を開催すること			
	緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること			
	無断退去を防止するため、玄関の二重構造等安全管理体制が整備されていること			
	当該入院医学管理の実施等については、「指定入院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること			

※5床以下の場合は臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士3名のうち1名は非常勤の配置で可

2. 診療報酬上の取扱い

[基本単価]入院医学管理料(1人1日当たり)

急性期(6,680点)、回復期(4,920点)、社会復帰期(5,820点)

[加算]

15床～29床の指定入院医療機関については、当該病床数に応じた加算額が算定可能

指定入院医療機関の整備状況

※ は稼働中の指定入院医療機関

1. 国としては、精神専門病院である14か所全てを整備する。

現在、13か所を指定し、4か所において建設、建設準備中である。

開棟済 : 365床
開棟予定 : 100床

2. 原則として、全ての都道府県において整備を目指す。

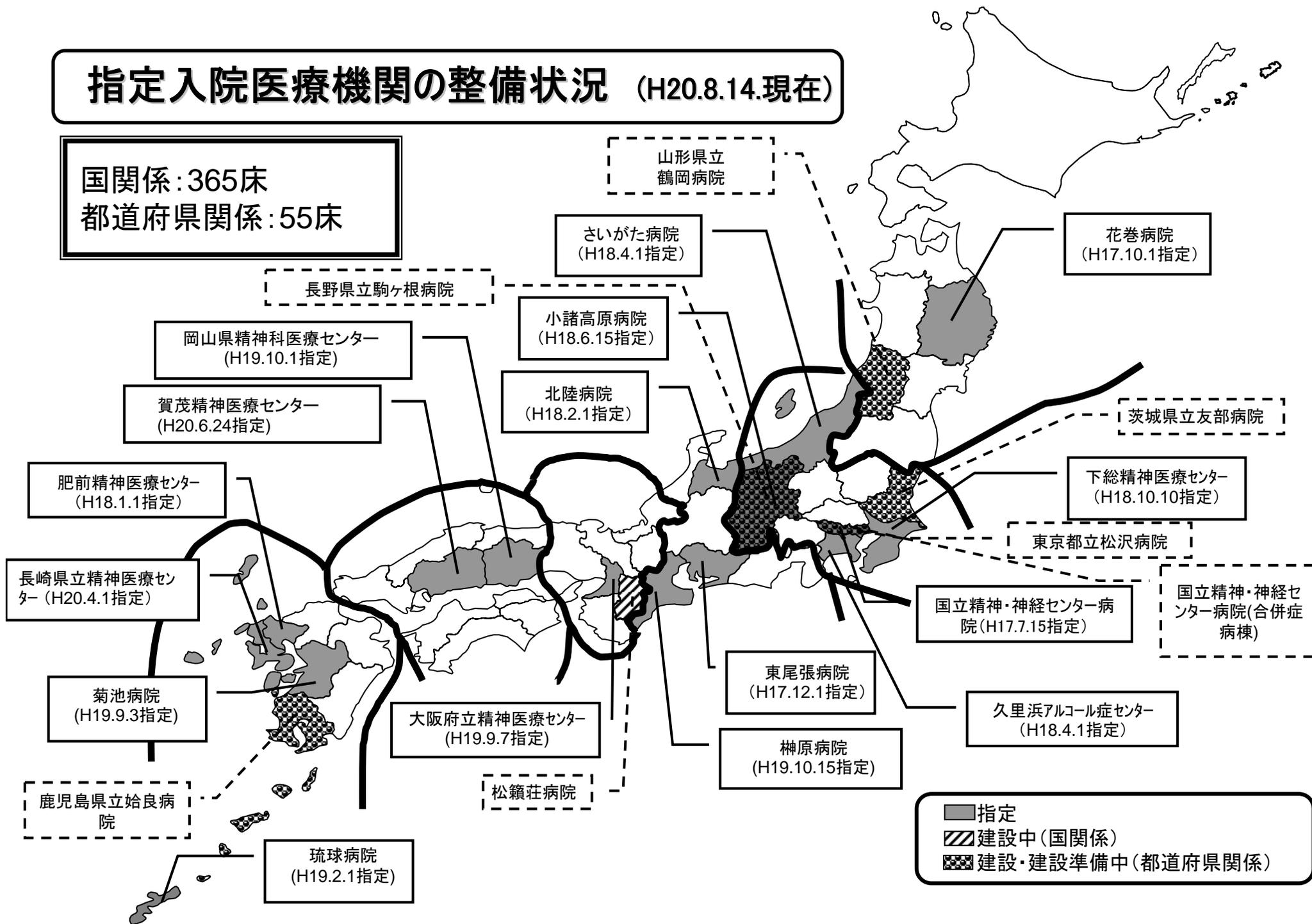
開棟済 : 55床
開棟予定 : 89床

①国立精神・神経センター病院(東京都)	33床	17.7.15開棟
国立精神・神経センター病院(東京都)	33床	建設準備中、合併症対応病棟
②国立病院機構花巻病院(岩手県)	33床	17.10.1開棟
③国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33床	17.12.1開棟
④国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33床	18.1.1開棟
⑤国立病院機構北陸病院(富山県)	33床	18.2.1開棟
⑥国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県)	33床	18.4.1開棟
国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県)	17床	平成20年度中 開棟予定
⑦国立病院機構さいがた病院(新潟県)	33床	18.4.1開棟
⑧国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17床	18.6.15開棟
⑨国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33床	18.10.10開棟
⑩国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	19.2.1開棟
国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	平成21年度中 増床予定
⑪国立病院機構菊池病院(熊本県)	17床	19.9.3開棟
⑫国立病院機構神原病院(三重県)	17床	19.10.15開棟
⑬国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33床	20.6.24開棟
⑭国立病院機構松籟荘病院(奈良県)	33床	平成21年度中 開棟予定

①岡山県精神科医療センター	33床	19.10.1開棟
②大阪府立精神医療センター	5床	19.9.7開棟(将来33床で運営予定)
③長崎県立精神医療センター	17床	20.4.1開棟
④東京都立松沢病院	33床	建設準備中
⑤茨城県立友部病院	17床	建設準備中
⑥鹿児島県立始良病院	17床	建設準備中
⑦山形県立鶴岡病院	17床	建設準備中
⑧長野県立駒ヶ根病院	5床	建設準備中

指定入院医療機関の整備状況 (H20.8.14.現在)

国関係: 365床
都道府県関係: 55床

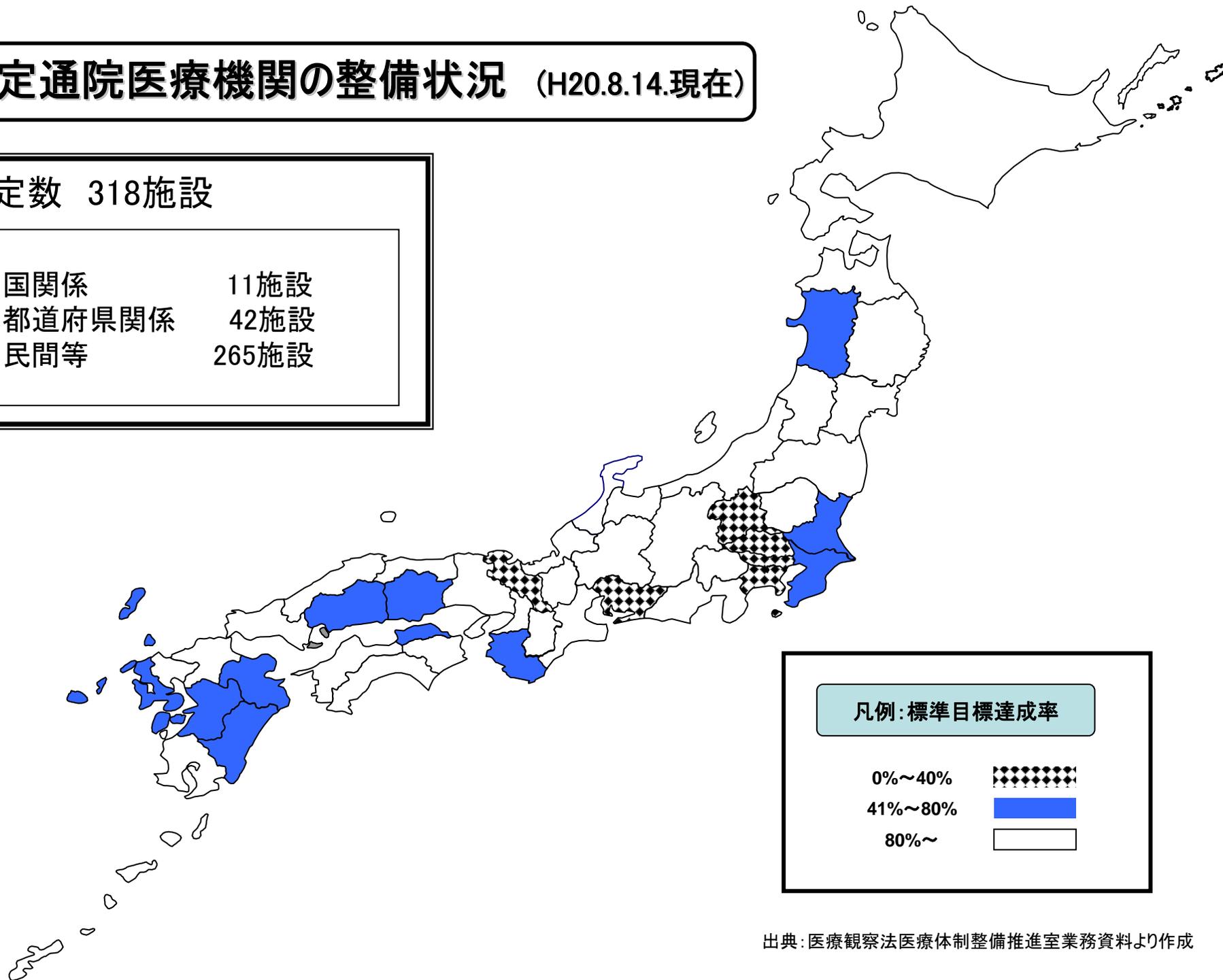


- 指定
- ▨ 建設中(国関係)
- ▩ 建設・建設準備中(都道府県関係)

指定通院医療機関の整備状況 (H20.8.14.現在)

指定数 318施設

国関係	11施設
都道府県関係	42施設
民間等	265施設



出典: 医療観察法医療体制整備推進室業務資料より作成

各都道府県の地方裁判所における入院決定数・通院決定数の状況(施行～平成20年7月1日までの状況)

	都道府県名	入院決定	通院決定
1	北海道	24	15
2	青森県	14	0
3	岩手県	10	2
4	宮城県	9	0
5	秋田県	4	0
6	山形県	7	3
7	福島県	8	3
8	茨城県	19	10
9	栃木県	7	3
10	群馬県	8	1
11	埼玉県	50	6
12	千葉県	29	8
13	東京都	72	12
14	神奈川県	33	14
15	新潟県	16	6
16	富山県	2	1
17	石川県	7	2
18	福井県	5	3
19	山梨県	2	6
20	長野県	11	2
21	岐阜県	9	2
22	静岡県	25	4
23	愛知県	34	4
24	三重県	5	5

	都道府県名	入院決定	通院決定
25	滋賀県	5	2
26	京都府	9	3
27	大阪府	32	24
28	兵庫県	23	12
29	奈良県	2	2
30	和歌山県	8	3
31	鳥取県	1	1
32	島根県	3	1
33	岡山県	3	3
34	広島県	21	10
35	山口県	4	0
36	徳島県	3	1
37	香川県	5	7
38	愛媛県	4	5
39	高知県	6	0
40	福岡県	21	7
41	佐賀県	2	1
42	長崎県	9	1
43	熊本県	10	6
44	大分県	1	2
45	宮崎県	8	2
46	鹿児島県	12	3
47	沖縄県	21	4

出典：医療観察法医療体制整備推進室業務資料より作成